平成２７年（フ）第２３号
滋賀県東近江市東沖野１丁目５番７号　アーバンプロムナード204号室
債務者　長谷川真智子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２５号
滋賀県近江八幡市丸の内町６番地52
債務者　川原　容子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８４号
神戸市長田区大谷町２丁目７番20号
債務者　木下　二枝
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１８号
兵庫県宝塚市千種４丁目６番24号、前住所兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―706号
債務者　赤坂　啓三
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１　県住15号、旧住所鳥取県鳥取市気高町重高98番地１
債務者　中原　雄二
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１　県住15号、旧住所鳥取県鳥取市気高町重高98番地１
債務者　中原　千春
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
鳥取県米子市和田町193番地２
債務者　米村　　薫
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２４号
鳥取県米子市上後藤５丁目２番43号　角田方
債務者　長野　史朗
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１５号
青森県五所川原市大字姥萢字桜木255番地　サンライズハウス清風荘
債務者　工藤　　理
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１号
秋田市外旭川字八幡田153番地　レジデンス八幡１―106号
債務者　武田　貴浩
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
長野県飯田市松尾水城3682番地22
債務者　杉田　　恋
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１１号
山口県下関市安岡本町１丁目５番25号
債務者　津田　正美
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市南波多町古里3536番地
債務者　山口　　一
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字外間176番地１　県営外間高層住宅1009号
債務者　當山　政彦
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６号
沖縄県那覇市三原３丁目１番35号　安谷屋アパート301
債務者　安谷屋博子（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４０号
沖縄県浦添市伊祖２丁目20番５―303号　パティオ浦城
債務者　東　清富美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４号
青森市佃３丁目11番７号
債務者　古川　俊雄
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係